

令和2年3月9日 月曜日

府令・省令

○農林水産省令 第二号

農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

令和2年3月9日

農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成二十六年農林水産省令第四号)は、廃止する。

令和2年3月9日

この命令は、令和2年3月31日から施行する。

省令

令

○農林水産省令第十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和2年3月9日

農林水産大臣 江藤 拓

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する。農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和四十四年農林省令第四十五号)の一部を次のよう

改 正 後

改 正 前

(耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設)

第一 条 農業振興地域の整備に関する法律

(以下「法」という。)第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設)

イ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物(口及びハにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

(耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設)

イ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物(口において「自己の生産する農畜産物等」という。)を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設

○法務省告示第三十五号

山形県酒田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

令和2年3月9日

農林水産大臣 江藤 拓

山形県酒田市大字生石字十二ノ木百七十五番地

○外務省告示第六十一号

平成三十一年十月二十九日にポートルイスで、円借款の供与に関する日本国政府とモーリシャス共和国との間の平成二十一年七月八日付けの交換公文に従つてモーリシャス共和国に供与されることになったグラン・ベ地域下水処理施設整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がモーリシャス共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により令和七年四月四日まで延長される旨の書簡の交換が、モーリシャス共和国政府との間に行われた。

令和2年3月9日

外務大臣 三好 雅子

前田久太郎

○外務省告示第六十二号

令和二年二月二十日にカトマンズで、ネパール連邦民主共和国におけるヌワコット郡における学校給食計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 ヌワコット郡における学校給食計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

令和二年3月9日

3 贈与額 三億五千二百万円

3 署名者

日本側 西郷正道在ネパール大使

世界食糧計画側 フィリップ・ジル・ラッドフォード在ネパール事務所長

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第六十三号

令和二年二月二十四日にマニラで、フィリピン共和国における離島地域の保健医療サービス強化のためのパンサモロ暫定自治政府の能力開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 離島地域の保健医療サービス強化のためのパンサモロ暫定自治政府の能力開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

口 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物等を原 料若しくは材料として製造され若しくは加工されたもの(ハにおいて「自己」は加工されたものの販売の用に供する施設

等若しくは自己の生産する農畜産物等 加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設

(新設)

施設

八 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等 加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設

附則

この省令は、令和二年3月31日から施行する。

四・五 (略)

四・五 (略)